

【講演】動き出した被害者参加と損害賠償命令

代表幹事 岡村 勲

あすの会の発足は、ただいまご講演いただいた諸澤先生のアドバイスによるものが大きかったと言えます。私ども最初集まった5人は、国民に被害者の窮状を訴え、理解してもらおうということを考えてきました。諸澤先生に相談すると「それだけではもったいない。被害者が団体を作って欧米のように発展させていくべきだ」とおっしゃいました。その忠告に従って、「あすの会」を作ったのでございます。先生のご助言がなければ、シンポジウムを何回かやって、それで終わっていたかもしれません。改めて諸澤先生には感謝の意を表しますとともに、引き続きご指導をお願いいたします。

被害者参加制度の導入で 大きく変わった裁判所の雰囲気

さて、私たちの求めておりました訴訟参加、損害賠償命令の法律は一昨年12月1日から法律上施行されましたが、法廷においてそれが現実のものとなったのは昨年1月からです。奇しくもあすの会設立9周年にあたる日に、東京地裁においてはじめて2つの被害者参加裁判がありました。私どもも傍聴券を手に入れるべく朝早く法廷に行きました。残念ながら1枚しか当たりませんでした。当たった会員が私に傍聴券を回してくれました。交通事故で夫を亡くした奥さんとお兄さん

が参加された件を傍聴しました。その裁判を見て思ったのは、被害者が法廷の中に入ることにより、裁判所の雰囲気が変わったということです。

これまでの裁判では、弁護士は加害者を救うために、被害者に全面的に過失があったと平気で言っておりました。私の事件の場合も、被告人は私の妻が飛びかかってきて、突き飛ばされた、それで、とっさに刺したと妻のせいになりました。現場の状況からはあり得ないことにもかわからず、弁護士はそれに基づいて堂々と被告人の正当性を訴えました。加害者側の言いたい放題だったのです。

傍聴した裁判でも、以前であれば100%被害者の過失を主張していたでしょう。ところが参加した被害者を目の前にすると、被告人の弁護士が「遺族の前では言いにくいことですが、もしこの事件を民事訴訟の損害賠償に当てはめれば、30%は被害者の責任が認められるでしょう」と述べたのです。丁寧なその言葉を私はとても気持ちよく聞くことができました。裁判官もそうだったと思います。遺族も黙って聞いておりました。やはり被害者が入ることで、裁判は変わってきたのです。

札幌で、女子高校生が自転車で帰宅中はねられた事件では、参加した父親は当然のことながら重罰を求めました。裁判所は被告を実刑にすることはしませんでした。裁判の終わりに「お父さん」と呼びかけて「先ずはお悔やみ申し上げます」と述べた上で「お父さんがお嬢さんに対して深い愛情を持っておられることはよくわかりました。わかった上で、裁判ではこれしかできませんでした。ご納得ください」と裁判官が父親に話しかけています。父親は泣きながら頷いたそうです。今までなら考えられなかったことです。このように裁判所の雰囲気が変わってきました。

また、被害者が参加すると応報的になる、裁判が長引く、被告人が萎縮すると言って日弁連は参加に反対しました。これは戦前、特高警察の時代に、あまりにも被告人の人権が守られていなかったという事情があります。歴史的背景から「国家」対「被疑者・被告人」、「強者」対「弱者」という立場をとり続けてきたのです。私もかつてはそうしておりました。そうした伝統があるため、どうしても加害者ばかりに目がいって、被害者には目がいきませんでした。しかし、犯罪には加害者がいれば被害者もいる。そしてどちらにも人権はあり、とくに害

